

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中宏和様
北河内地域協議会
議長 谷畑忠博様
守門地区協議会
議長 若松滋様

守口市長 西端 勝樹

2021(令和3)年度 政策・制度予算に対する要請について (回答)

2021(令和3)年度 自治体政策・制度予算要請

[(★) は重点項目]

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

<補強>

① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

回答：地域振興課

本市では、くらしサポートセンターと連携を図り就労までのステップアップ支援を実施しています。

また、厚生労働省が発行している就職氷河期世代向けキャリアアップ研修の案内等を窓口を設置するなど周知にも努めているところです。

引き続き、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援等を含め就労支援に取り組んでいきます。

<新規>

② 地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

回答：地域振興課

雇用の創出・確保に向けた取組として、企業と求職者のマッチングを目的に合同企業就職面接会を門真市・ハローワーク門真・商工会議所と協働で実施しています。

また、北河内地域労働ネットワークを活用し就労支援や働き方改革等に係るセミナーの

案内を窓口を設置するなど周知に努めているところです。

引き続き、関係機関と連携を図り就労支援を実施すると共に地域労働ネットワークを活用し雇用の維持や働き方改革の推進に努めていきます。

<継続>

③障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用のより一層促進すること。

回答：地域振興課

本市では、「雇用開発協会」や「(一財)おおさか人材雇用開発人権センター」と連携し、障がい者を含む就職困難者等の雇用促進を支援しています。また、昨年度にはハローワーク門真と共同で、障がい者向けの就職面接会を開催し雇用促進を図っています。

引き続き、関係機関と連携を図り、支援に努めていきます。

回答：人事課

障がい者の雇用につきましては、障害者雇用促進法に基づき身体・知的・精神の三障がいすべてを対象とした採用を行っており、今後も引き続き同法の趣旨に鑑み雇用していきます。また、雇用にあたっては業務に対する合理的配慮を行い、働きやすい職場づくりに努めていきます。

(2)男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

<補強>

①女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市民に分かりやすい資料等で公表し、市の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

回答：人権室

女性活躍推進法に基づく守口市男女共同参画推進計画については毎年進捗状況を調査確認しているところです。

また、今年度は、守口市男女共同参画審議会に諮問の上、同計画の見直しを図っており、同審議会の中で、「取り組み成果」、「今後の課題」及び「ジェンダー平等」も含め、様々な議論が深められているところです。

今後は、同審議会の意見を尊重し、同計画の見直しを進めるとともに、見直し後においては、その内容を市HPに掲載し、広く市民に周知するように努めます。

回答：地域振興課

門真市・守口門真商工会議所およびハローワーク門真と連携し、女性向けの就労セミナーや女性をターゲットにした就職面接会を実施しており、引き続き関係機関と連携し、女性活躍推進法に基づく推進計画に基づいて、女性のスキルアップ講座や講習会、起業セミナーなどの情報を周知するとともに、事業主への周知を徹底します。

また、本市では、第六次守口市総合基本計画において、現状と課題を明確にした上で取り組むべき施策を設定し、市としての男女雇用参画に関する方針を策定します。

<新規>

②女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

回答：人権室

女性活躍推進法の趣旨及び一般事業主行動計画については、これまでも守口市企業人権推進連絡会を通じ、啓発・周知に努めているほか、労働基準監督署が作成したリーフレットの配布などに取り組んでいるところです。引き続き、関係機関と連携して積極的に労働環境の整備等に関するリーフレット等を配布し、その周知を図っていきます。

回答：地域振興課

事業所に「一般事業主行動計画」の策定に向けた周知を行っており、「女性活躍推進法」の趣旨が現場で認知されるよう近隣市等と連携し、企業向けの働き方改革セミナーを実施すると共に、門真市・守口門真商工会議所およびハローワーク門真とも連携し、女性向けの就労セミナーや女性をターゲットにした就職面接会を実施しています。

引き続き関係機関と連携し、市内事業者への周知に取り組んでいきます。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

回答：地域振興課

平成30年度より門真市・大阪府と連携し、企業向けの働き方改革セミナーを実施し、働き方改革関連法の周知とともに、専門家による企業の個別相談会で、事業者の状況に応じた問題解決に取り組んでおり、令和元年度においては「同一労働同一賃金」への対応についての講演も行いました。現在も、大阪府のセミナー等のリーフレットを窓口配架し、来庁者に積極的に周知しています。

また、「パワハラ防止義務」に関しては、リーフレットを配架することで、来庁者に周知しており、今後も事業主のみならず労働者に対しても周知徹底を強化していきます。

相談機能に関しても、さまざまな機関により相談窓口が設置されているため、相談者に合った相談窓口をご案内し、対応しています。

<補強>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集団的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

回答：地域振興課

大阪労働局等が発行している外国人雇用の受け入れに係る啓発チラシや雇用運営に向けたセミナー案内を窓口を設置し、市内企業に対して周知・啓発を実施しています。

また、市の相談窓口には翻訳機を設置し多言語対応を行うことや外国人の労働問題や生活支援の相談窓口として大阪府国際交流財団（OFIX）と連携を図り外国人に案内しているところです。

引き続き、関係機関と連携を図り、外国人が働くための支援を実施していきます。

<継続>

(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

回答：地域振興課

外国人労働者の就労促進に関しては、来庁された求職者の方に相談窓口やハローワークの外国人向け窓口をご案内しており、労働や生活に関する情報を提供するホームページ等は多言語に対応するなど、大阪府国際交流財団（OFIX）等の関係機関とも連携し実施しているところです。

また、本市は「地方創生加速化交付金」を活用し、多言語に対応した観光ガイドの作成や、生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語を習得できるようサポートする「外国人のためのほんご教室」の実施等、多言語に対応した環境整備に努めています。

<継続>

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

回答：地域振興課

大阪府やポリテクセンター関西等が実施する職業訓練は、機械や電気、建築分野等、専門的な技能が習得できる講座を開設しているので、周知を徹底すると同時に相談者に合った講座をご案内しています。

引き続き、人材育成・確保に向けて周知徹底を強化していきます。

<継続>

(6) 治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

回答：地域振興課

「第3期大阪府がん対策推進計画」が推進しているように、がん等の病気の治療を行いながら仕事の両立ができるよう、事業主に求められる配慮や就労支援等、専門機関が実施する制度のリーフレットやガイドラインを窓口で配架するなどして、情報提供を行っており、今後も関係機関と連携を図り、周知に努め、がん患者を含めた全ての働く世代の就労支援を推進していきます。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

回答：地域振興課

守口門真商工会議所と連携し、ものづくり企業の従業員やOB等のインストラクターの派遣を要望する中小企業に対し、ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)や大阪府の制度案内を行っています。

また、令和元年度より「守口市工業振興条例」を策定し、ものづくり産業の維持・強化に努めるとともに更なる市内中小工業者の支援を行うため、今年度より「工業活性化支援補助金」を策定いたしました。

引き続き、ものづくり産業の維持・強化を図るため関係機関と連携を図り支援に努めていきます。

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

回答：地域振興課

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、関係機関と連携し中小企業を含む市内企業に対して周知に努めます。

また、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信は関係機関と連携し実施しており、引き続き周知の徹底に努めます。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

回答：地域振興課

国が実施するセーフティーネット融資や日本政策公庫が実施する融資制度で企業に対し一定の支援を行っていることから、市が独自で融資制度を設けることは現在考えておりま

せん。

しかし、コロナ渦で激動する情勢の中、企業のニーズを的確に把握し状況に則した支援内容になるよう国・府に要望していきます。

また、本市としても小規模資金融資等に係る保証料の補給を行う等、事業者支援に努めているところです。

引き続き、市内企業に対し融資制度を分かりやすく情報を発信すると共に金融機関等と連携を図り企業ニーズの把握に努めるとともに事業者支援に取り組んでいきます。

<継続>

④非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

回答：地域振興課

新型コロナウイルス感染症を初めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は重要ですが、中小企業白書によるとBCPを策定している中小企業は全体の16.9%であり、本市としても喫緊の課題といえます。

「BCP策定大阪府スタイル」の啓発を積極的に努め、市内中小企業をはじめとする事業者に対しBCP策定を促し、市内事業者のBCP策定率や災害対応力について関係課と連携し検証していきます。

<継続>

(2) 下請取引適正化の推進について（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

回答：地域振興課

一昨年度より、大阪府総合労働事務所・門真市と連携し、協働で働き方改革セミナーを実施することで市内企業に対し周知及び啓発を図るとともに、専門家による企業の個別相談会を行うことで事業者の状況に応じた問題解決に取り組んでいます。

引き続き、関係機関と連携し働き方改革に関する下請法違反等を含む事業者啓発及び問題解決に向けて取り組んでいきます。

<補強>

(3) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について（★）

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、

公契約の適正化を推進すること。

回答：総務部総務課

本市においては、価格競争になじまない案件についてはプロポーザル方式による契約を実施していることから、現時点では、総合評価入札によるべき案件はないものと考えております。

また、公契約条例の制定につきましては、国が統一的な指針を示し、法整備を行うことが重要であると考えております。

なお、本市におきましては、建設工事における最低制限価格の設定や「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の写しの添付及び「適正な工事の施工について」等の施工上の留意事項を書面で渡し、健全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるよう指導を行っております。

<新規>

(4)「中小企業振興基本条例」の早期制定について

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。

回答：地域振興課

令和元年度より、市内の事業者及び工業者が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、経済基盤の安定及び強化を図り、市民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的に「守口市商業振興条例」及び「守口市工業振興条例」を制定し、中小企業の振興に努めているところです。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1)地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

回答：高齢介護課

介護保険事業につきましては、介護保険者であるくすのき広域連合が実施しておりますが、市としても連携強化をはかり、広報誌やホームページで周知を図るなど、一層の取り組みをすすめていきます。

<継続>

(2)予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うと。また、市民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等

とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

回答：健康推進課

市民健診は、15歳以上の市民の方であれば毎年受診できますが、乳がん検診と子宮頸がん検診につきましては、国の「がん検診実施の指針」に基づき2年に1回の受診としています。

市民自ら健康づくりを積極的に実践できるよう「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおかさ健活マイレージアスマイル”」につきましては、市のホームページに掲載、市民総合(特定)健康診査や健康教室時にPRのチラシを配布するなど、あらゆる機会を通じ利用促進に向けた周知啓発に取り組んでいきます。

また、守口市民の健診データを元にした医学的根拠のある健康に関する正しい情報を広く提供するためにSNSを活用するとともに、医療機関など関係機関と連携し生活習慣病予防に取り組んでいきます。

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

回答：健康推進課

労働者の安全配慮義務は、労働契約法により事業主の責任とされており、また、看護師の労働条件の整備や医療人材の確保についても、市の管轄事項ではないため、お答えは差し控えさせていただきます。

<継続>

② 医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

回答：健康推進課

医師の偏在の解消や医療提供体制の構築については、市の管轄事項ではないため、お答えは差し控えさせていただきます。

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員

の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

回答：高齢介護課

介護保険事業につきましては、介護保険者であるくすのき広域連合が実施しておりますが、市としても連携強化を図り、その事業が円滑に実施されるよう働きかけていきます。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

回答：高齢介護課

介護保険事業につきましては、介護保険者であるくすのき広域連合が実施しておりますが、市としても連携強化をはかり、広報誌やホームページで周知を図るなど、一層の取り組みをすすめていきます。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

回答：こども施設課

市では、平成30年度、令和元年度において2年連続待機児童ゼロ（厚生労働省定義。いずれも4月1日時点。）を達成しています。また、未利用児童に係る状況調査も並行して実施しています。

令和2年3月に策定した第二期守口市子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育の十分な確保方策を見込んでおり、現時点で更なる整備・充実を図る緊急性はないと考えておりますが、今後につきましては、保育の需給バランスの実態を見極め判断してまいります。

<補強>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

回答：こども施設課

市では、これまでの間、市内の保育人材の確保や離職防止に向けて、私立認定こども園

等の意見を踏まえた上で、財政的な支援等を実施してまいりました。

また、令和3年度からは、新規学卒者として、幼稚園を除く市内の特定教育・保育施設に就職する方に対し、40万円を支給する「民間保育士緊急確保支援事業」を私立認定こども園等との協働事業として実施していきます。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

回答：こども施設課

市では、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業者に対して、国の制度に準じた財政支援を行っております。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

回答：

こども施設課

市では、企業主導型保育事業への監査を毎年度実施しており、運営状況等を把握するとともに、事業者からのご意見等をいただいています。また、地域枠を活用して入所する児童に係る保育認定についても実施しているところです。引き続き、企業主導型保育事業との連携に努めていきます。

<継続>

⑤子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

回答：生活福祉課・子育て支援政策課

子ども食堂については、民間団体等による活動の果たす役割が大きいことと認識しています。本市においては、生活困窮者自立相談支援事業を委託している団体等が自主的に行っている事業の一つとして実施していただいております。その実施状況等を見ながら、検討を深めていきます。

<補強>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や

国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

回答：子育て世代包括支援センター

児童虐待には、未然防止、早期発見、早期対応が重要と考えており、毎年、児童虐待防止月間である11月に「オレンジリボン運動」として街頭啓発を実施していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため街頭啓発を中止し、新たな試みとして、市内の認定こども園等と小学校の全児童に児童虐待防止啓発ティッシュを配布し、市内の中学校の全生徒に児童虐待防止啓発のパンフレットとクリアファイルを配布しました。

子育て世代包括支援センターでは妊娠・出産期から切れ目のない効果的な支援をめざしています。令和2年度より育児家事援助型の養育支援訪問事業を実施し、支援が必要な方に対し、退院直後から養育支援訪問事業が開始できるように、出産前にプランを立てています。

相談を担う職員には、大阪府主催の研修や外部機関の児童虐待に関する研修を積極的に受講させ、専門性が高まるように努めています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の休校・分散登校期間中には、子ども見守りアクションプランとして、教職員や当課職員が要保護児童及び要支援児童に対して、定期的な家庭訪問や電話連絡で状況把握に努め、関係機関で積極的に連携を図り、児童虐待の早期発見に努めているところです。

引き続き、児童虐待の早期発見と防止に努めていきます。

<新規>

⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

回答：健康推進課

夜間の小児救急体制や地域医療に対応するため、北河内夜間救急センターを北河内7市で共同運営しております。

また、本市においても、市民保健センター内に休日応急診療所を併設しておりますが、当該診療所の増設や診療時間の延長などについては、現在のところ考えておりません。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。

回答：学校教育課

現在、児童生徒に対しきめ細やかな学習指導を行うため、特別支援教育支援員の派遣、中学校等における市費教員の配置を行うとともに、全中学校区等に設置した学校運営協議会を通して多様な教育活動に関わる学校支援ボランティアの拡充を図りつつ、教育環境の充実に努めているところです。

少人数学級の実現につきましては、国が教職員定数の配置基準とその財政負担を法律に基づいて行うものであることから、引き続き、小学校における35人学級に向けた国の検討状況を含めた動向に注視していきます。

また、教職員の長時間労働の是正につきましては、タイムカードにより勤務時間を把握しつつ、今後も本市の学校における働き方改革全体計画に基づきその改善に努め、教育の質的向上を図っていきます。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

回答：教育部総務課

給付型奨学金制度は、日本学生支援機構の奨学金制度であることから、制度に問題があれば、同団体に対して要望します。また、市における奨学金の返済については、ご相談いただければ、個々のご事情をお伺いした上で、資力に応じた分割納付計画の作成等を行っております。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

回答：人権室

差別的言動の解消に向けては継続的かつ効果的な啓発が必要であると認識していることから引き続きその推進に努めていきます。

<継続>

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目

的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

回答：人権室

性的マイノリティに対する偏見・差別は許しがたい人権侵害であると認識しています。本市ではこれまで性的マイノリティに対する理解を深めるため、当事者の方を講師に迎えたSOGIを含む性的マイノリティに関する講座の開催、広報誌における「性的マイノリティ」をテーマとした連載や特集記事の掲載など積極的に啓発してきました。また、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を利用し、パートナーとしての証明書をお持ちの方については、これまで制限のあった市営住宅の申込みを可能としました。条例については広域で設置することが効果的であると考えておりますが、国や府、他市の動きに注視していきます。今後も、マイノリティにとって生き辛さを感じることをない安全・安心なまちづくりに向けた取組を推進し、引き続き多様な価値観を認め合うことができる社会の実現に向け努めていきます。

また、行政施設内の多目的トイレはすでに設置し、環境整備に取り組んでおります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

回答：人権室

就職差別撤廃については、大阪府と連携し公正採用選考人権啓発推進員の充実に向けて、市内事業所により構成された守口市企業人権推進連絡会の会員に対し、同推進員の研修案内及び大阪府が作成した就職差別撤廃についてのリーフレットを配布するほか、広報誌による「しないさせない就職差別」を合言葉とした啓発や毎年6月の就職差別撤廃月間における街頭啓発を行っています。

また、就職差別の根底には部落差別意識による影響も考えられることから、併せて部落差別解消に向けた取組も引き続き積極的に行ってまいります。

<新規>

(4)投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

回答：選挙管理委員会

現在、市内の投票所については38か所設置しており、期日前投票所についても市役所本庁舎以外にもイオンモール大日に設置しております。また平成31年度の統一地方選挙から東部エリアコミュニティセンターにも期日前投票所を設置し、投票者の利便性の向上に努めています。

共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定や投票所設置の公

募については、投票管理者、立会人の選任等、地域との連携もあることから研究していきます。

投票方法等につきましては、国の法令等の改正動向や他の地方公共団体の実情を注視していきます。

<新規>

(5) ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の使途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

回答：企画課

ふるさと納税の使途目的については、寄附者にご指定いただくこととしており、ご指定いただいた目的が、災害・感染症等対応事業の場合は、「がんばる守口助け合い基金」に、教育事業の場合は「学校教育施設整備基金」に、福祉事業の場合は「愛のみより基金」に、使途目的の限定なしの場合は、「財政調整基金」に、それぞれ積み立てることとしております。

今後とも寄附者のご意向を尊重するとともに、各基金の設置趣旨を踏まえ、有効に活用していきます。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くするための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

回答：環境対策課

現在、本市では家庭での食品ロス削減を目指して、市のホームページ及び広報誌並びに地域コミュニティ放送による啓発活動に取り組んでいます。条例制定については、現時点で考えていませんが、今後も大阪府や他市町村の動向を注視し、食品ロス削減に係る計画の策定に努めるとともに、より一層効果的な啓発活動を推進します。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

回答：環境対策課

フードバンクに対する具体的な支援、相談窓口や協議体の設置、また、活動に対する社会的認知を高めるための啓発については、現時点で考えていませんが、食品ロス削減に係る計画の策定時における検討事項として認識しています。今後も大阪府や関係団体と連携し、市ホームページ等の活用による幅広い啓発に努めます。

回答：生活福祉課

フードバンクについては、生活困窮者担当部局が実施しており、生活困窮者に対する緊急措置的な支援策として機能しています。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

回答：消費生活センター

過度な要求などの悪質なクレームは決して許されるものではありませんが、その定義や消費者の正当な権利との線引きが難しく、本市としましては国や大阪府が実施する取り組みを参考に啓発活動などを行っていきます。

<補強>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。また、アポ電などの特殊詐欺は、特徴として市外局番のまとまった地域で架電されることから、アポ電が発生した場合、警察や関係機関と連携し、より効果的な未然防止対策を図ること。

回答：消費生活センター

特殊詐欺被害の未然防止対策については、守口警察署と締結した「守口市安全安心なまちづくりに関する協定書」に基づき相互に連携し、これまで街頭啓発を行うなど注意喚起に努めており、令和元年度には府内最大規模となる電話通話の自動録音機を 650 台用意し、現在も継続して高齢者向けに無償貸し出しを実施しております。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

回答：都市・交通計画課

本市では、鉄道事業者、バス事業者、道路等の公共施設管理者等が参画する協議会を設立し、鉄道駅周辺を重点地区とする「バリアフリー基本構想」を市内すべての駅周辺地区において策定しました。これに基づき、鉄道駅のエレベーター設置にあたっては、国、大

阪府と協調し、鉄道事業者に対する事業費の補助などの財政支援措置を講じてきたところです。

設置後の補修を含む維持管理・更新につきましては、管理責任者において実施されるべきものと考えております。

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

回答：都市・交通計画課

本市では、令和2年、守口市大阪モノレール大日駅可動式ホーム柵設置費補助金交付要綱に基づき、利用者10万人未満である大阪モノレール大日駅への可動式ホーム柵設置に対し財政支援措置を実施しました。設置後の補修につきましては、管理責任者において実施されるべきものと考えております。

また、高齢者、身体障がい者などを含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組みづくりにつきましては、ハード面のみならず、ソフト面から、いわゆる「心のバリアフリー」などを含む、総合的な安全性向上対策にも取り組んでいきます。

<新規>

(3) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

回答：こども施設課

市では、保育支援者による園外活動の見守りについて、保育体制強化事業を実施し財政支援を行っています。キッズ・ゾーンの設定に向けては、近隣住民の意向なども踏まえ、地域の実情に則して対応する必要があるため、交通規制面での対応の可否を判断していきます。

<継続>

(4) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示

すこと。

回答：地域福祉課

避難行動要支援者名簿につきましては、守口市地域防災計画に基づき、毎年名簿情報の更新を行い、同意が得られた名簿情報を避難支援者となる警察、消防機関、社会福祉協議会、民生委員等に提供し、災害発生時に活用できるようにしています。

回答：危機管理室

新たな被害想定に基づいた『防災ハザードマップ』を令和元年度8月に作成し、市内全ての世帯及び事業所に配付し、市ホームページにも掲載しています。このハザードマップを活用し、避難所を把握したり、備蓄品や持ち出し品を準備したりすることについて、市民ふれあい講座等を通じて周知を図っており、今後も引き続き普及啓発に努めます。地域住民や事業所との連携については、自主防災訓練を中心に強化を図っており、今後も内容の充実と地域防災力の向上に努めます。

また、新型コロナウイルス等の感染症対策を踏まえた避難所の運営マニュアルを既に作成済みです。避難所を開設する場合は、受付での検温、健康チェックシートへの記入、十分な換気や設備の消毒、避難者の体調による避難スペースや動線の分割等、感染リスクが軽減するよう対策を実施して開設します。地域防災計画については、今年度内に改正を行う予定です。

<補強>

(5) 地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に自治体間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。

回答：危機管理室

避難所従事者など災害対応に従事する職員の配置は、大阪北部地震をはじめとするこれまでの経験を踏まえ、令和元年度から原則として全職員を対象に避難所従事者を指名しており、市職員全体の災害対応力の底上げに取り組んでいます。また、災害時には、市内在住の大阪府職員が一時的に市の災害対応業務に従事する仕組みもあります。より柔軟な災害対応を可能とするために、今後も大阪府をはじめとする関係機関との連携を強化します。

<補強>

(6) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

回答：危機管理室

自主防災組織や消防団等の各機関と日常的に連携を密にし、地域防災力の充実強化に取り組んでいます。令和3年度には、自主防災組織の人材育成を目的として、防災士資格の取得費用の一部を助成することにより、地域防災力の中核を担うマンパワーの養成を図ります。

帰宅困難者への支援体制や対策の普及・啓発活動については、地域防災計画に記述しており、災害対応の経験を踏まえて継続的に検証し、内容を見直します。

(7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について（★）

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

回答：危機管理室

新しい被害想定に基づいて令和元年度に全面改訂した『防災ハザードマップ』の周知、市民ふれあい講座や自主防災訓練等を通じ、避難所の場所や避難時の留意点等を啓発することにより、市民の防災意識の醸成を図るなど、市民の避難行動を支援する取り組みを継続します。

また、これまで実施している、市ホームページや各 SNS、消防団車両による広報活動に加え、市公式 LINE アカウントの登録普及を図り、災害時の迅速な情報提供に努めます。

なお、本市には森林はありません。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、市民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

回答：危機管理室

本市では、防災行動を時系列で整理した計画「寝屋川流域大規模水害タイムライン」を策定し、大型台風等によって災害の発生が見込まれる場合に、先を見越した適時的確な防災対応が実施できるよう計画しています。また、このタイムラインは広報誌や市ホームページに掲載し、周知を図っています。

<継続>

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配

置等)への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

回答：危機管理室

今後とも警察や関係団体と連携し、暴力行為の防止へ向けた広報・啓発活動を行っていきます。また、現在のところ、事業者の独自施策に対する補助制度は考えておりません。

<新規>

(9) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

回答：都市・交通計画課

本市では、平成29年度から子育て世帯や高齢者の方などが出かけやすい環境づくりの1つとして、「愛のみり基金」を活用して、公共施設間をつなぐコミュニティバス「愛のみり号」を運行しているとともに、平成30年度からは一般の交通機関を利用することが困難な寝たきり等の高齢者や重度障がい者（児）に対して、リフト付き福祉タクシー等に乗車する際に利用できるタクシー利用券を交付し、一定の運賃を助成しています。

しかしながら、今後、更なる少子高齢化が見込まれることから、市内の公共交通のあり方については、専門家を招いた研究会を立ち上げ検討しているところです。

<新規>

(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

回答：水道局総務課

水道の基盤強化は危急の課題であり、そのための人材育成、技術継承及び情報開示は安定的かつ透明性の高い事業を継続するうえで重要であると認識しております。

職員間の技術・知識の共有化を図る取り組みなどによる技術継承を実施すると共に、アセットマネジメント等を公表するなど積極的な情報開示を心掛けており今後も引き続き取り組んでいきます。

コンセッション方式による水道事業運営については、水道水の安全性などの観点から、現時点において導入する考えはございません。

7. 新型コロナウイルス感染症に関連する要請

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行う

こと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

回答：健康推進課

検査・治療体制の確立や供給体制の整備については、大阪府がその権限と責任において行っているところです。

なお、検査の拡大についても、所管は大阪府になります。

回答：危機管理室

災害時に避難所等で感染症等の拡大を防ぐため、感染防止対策を踏まえた避難所運営マニュアルを策定し、避難所従事者に対して、実施訓練も行いました。また、マスクや消毒液、防護服等の備蓄物資の確保も順次進めています。

②感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

回答：危機管理室

宿泊療養については、大阪府が管轄しています。

③医療機関への経営支援

新型コロナウイルス関連医療機関はもとより、それ以外の医療機関においても感染拡大を危惧することから、経営難に陥っている医療機関が増加している。これらの医療機関に対しての財政支援を検討するよう国・大阪府に対して働きかけること。

回答：健康推進課

医療機関への財政支援につきましては、市としましても、必要に応じて国・大阪府に要望していきます。

(2) 緊急事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について

①PCR検査の拡充

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

回答：地域振興課

新型コロナウイルスのPCR検査、抗体・抗原検査等については、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大阪府の保健所が中心となりPCR検査を実施しており、このPCR検査の行政検査に影響を与えない範囲、かつ今後の新型コロナワクチンの接種状況等を鑑みて、研究してまいります。

また、事業者向けの支援に関しましては、昨年、「新しい生活様式」の対応に取り組み

ている飲食店を対象に助成金を支給しましたが、新たな制度設計について今後の状況を見極めながら調査、研究していきます。

②休業補償制度の確立

労働者が新型コロナウイルスに感染あるいは疑いのある症状が出たり、濃厚接触者となったり、家族が同様の事態になり看護のため仕事を休む場合に、助成の検討を行うこと。また、国民健康保険における傷病手当金の支給実施に向けて必要な法律改正を国に求めること。

回答：地域振興課

労働者から相談があった際には、厚生労働省が実施している労働者向けの新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金制度を案内しています。

また、市としては、市独自で事業活動継続支援金など事業者向けの支援制度を実施しております。

回答：保険課

国民健康保険における傷病手当金について、本市は国の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して支給しています。

③感染者への誹謗中傷や差別・パワハラ等の禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

回答：人権室

新型コロナウイルス感染症に感染された当事者やそのご家族、医療従事者をはじめ当該感染症の影響を受ける方々に対する誹謗中傷などの人権侵害は決して許されるものではないことから、ホームページに市長メッセージ【「コロナ差別をしない・させない・許さない」～ 私たちが恐れるべきは、ウイルスであって人ではありません ～】を掲載し、強い決意を示すとともに人権の大切さを啓発しているところです。

また、企業に対しては、守口市企業人権推進協議会を通じ、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に関するパンフレットを配布し、その周知及び啓発を行っているところです。今後は、同協議会によるハラスメント研修においても、引き続きその周知等を行い、強化を図っていきます。

④保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児・児童にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額することなく、必要な緊急対策等を円滑に実施し得

る新たな事業補助費を導入すること。

回答：こども施設課

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の対応については、原則として開所とされており、本市においても同様です。

市では、感染拡大防止の観点から、私立園においてコロナウイルス患者が確認された場合は3日間の臨時休業、濃厚接触者に特定された場合は当該者の2週間の出席停止をそれぞれ要請しているところですが、感染症対策としての園の臨時休業や通園児童の登園自粛については、あくまで私立園の判断の下で行われるものと認識しております。

なお、感染症対策として園が臨時休業した場合の公定価格は減額せず、通常どおり支給しております。

また、私立認定こども園等及び同施設が実施する地域子ども・子育て支援事業において、感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について、令和元年度から継続して、財政支援を行っています。

(3)雇用維持と事業継続について

①休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、該当する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

回答：地域振興課

現在、市独自で休業要請を行うことは考えておりません。

また、国・府が発令する休業要請については、定められたガイドラインを基に市内企業等に対しわかりやすく周知するように努めていきます。

②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇いを維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

回答：地域振興課

市が独自で実施している支援メニューについては、専用コールセンターを設置し申請サポートを行い申請率及び給付率の向上に努めています。また、国・府が実施する支援メニューについても市内企業の内情に合った情報を提供し、各事業のコールセンターを案内することで支援を確実に受けられるようサポートしているところです。

また、休業及び営業時間の短縮に伴い雇用の維持が困難な企業に対し、国・府・市が実施している支援施策についての概要案内をチラシで全戸配布するなど、広く周知している他、市のホームページや広報誌でも情報提供を行っているところです。

引き続き、市としても支援施策を実施するとともに国・府・市が実施する支援策の案内についても広く周知していきます。

③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調

整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

回答：地域振興課

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を中小企業総合支援事業として守口門真商工会議所と連携して実施してきたところです。

今後とも事業継続の支援等、関係機関と連携していきます。

また、雇用調整助成金の申請手続き等の相談があった際は、最寄の窓口及びお問い合わせ先のご案内を行い、引き続き相談者に寄り添った案内をしていきます。

④不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

回答：地域振興課

本市では、労働問題及び求職者の相談窓口として「くらしサポートセンター」を設置し、相談を受ける他、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困難な方については大阪府社会福祉協議会が窓口となっている緊急小口資金制度等の案内も行っているところです。

引き続き、労働者及び求職者のニーズに合った支援施策の情報を提供すると共に「くらしサポートセンター」の情報についても市の広報やホームページ等で周知していきます。

(4)エッセンシャルワーカーへの感染防止の強化について

①社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事するの方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

回答：地域振興課

社会インフラを支える方々の労働条件はもとより、感染拡大防止の措置に関しても、事業者への理解を得る必要があり、市内事業者への積極的な周知の徹底に努めます。

また、必要な支援に関しても関係機関と連携し、検討していきます。

(5)教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

①新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

回答：保健給食課

基本的な感染症対策として、ハンドソープや消毒液などの物品を定期的に配付しております。今後についても継続して配付していきます。

②学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

回答：学校教育課

今年度におきましては、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することを目的として、新型コロナウイルス感染症の感染防止等のために予定していた宿泊を伴う学習活動及びそれに代わる校外学習を中止または宿泊行事に参加することができなくなったこと等に伴い発生するキャンセル料の補助金を予算化しております。

なお、次年度につきましても予算要望を行っております。

③教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員や、スクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、近隣自治体と連携をとるとともに、大阪府に対しても必要な措置を求めること。

回答：学校教育課

学校における働き方改革（全体計画）に基づき、業務改善の取組みを推進するため、教員の授業準備に係る時間の確保の観点から、校務用パソコンの整備や学校事務の共同実施、部活動指導員の配置などの取組みを推進してきたところです。

今後も、全中学校区等に設置した学校運営協議会を通じて、家庭・地域との協働体制の構築によりマンパワーを確保し、教員の授業準備に係る時間の確保に取り組む一方で、さらなる教員の負担軽減の方策の一つとして、スクール・サポート・スタッフの配置やスクールソーシャルワーカーの配置の拡充などを検討していきます。

また、業務改善の取組み等について近隣市との情報共有を行いつつ、必要な措置について府に要望していきます。